

「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」見直しに係る検討チームの設置について（案）

## 第1 設 置

限られた財源を有効に活用し、本道にとって必要な社会資本の効果的・効率的な整備を進めるため、「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」（以下「重点化方針」という。）の見直しを行う。

重点化方針は、「社会資本整備推進会議」等における検討を基本とし、これを補佐するため、「社会資本整備推進会議設置要綱」第4の3に基づき検討チームを設置する。

## 第2 所掌事項

重点化方針の見直しに関すること。

## 第3 組 織

- 1 検討チームは、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 検討チームにはリーダーを置き、総合政策部計画局計画推進課課長補佐をもって充てる。

## 第4 会 議

- 1 検討チームは、リーダーが招集する。
- 2 リーダーは、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

## 第5 その他

- 1 検討チームの庶務は、総合政策部計画局計画推進課において処理する。
- 2 検討チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

### 【参考】

「社会資本整備推進会議設置要綱」第4の3  
会議には、必要に応じ会議の所掌事項を補佐する作業チームを置くことができる。

別 表

所 属	構成員の職
総務部	総務課 課長補佐（総務）
総合政策部	総務課 課長補佐（調整）
環境生活部	総務課 課長補佐（政策調整）
保健福祉部	総務課 課長補佐（政策調整・危機管理）
経済部	総務課 課長補佐（政策調整）
農政部	農政課 課長補佐（企画）
水産林務部	総務課 課長補佐（政策調整）
建設部	建設政策課 課長補佐（建設政策）
出納局	総務課 課長補佐（総務）
企業局	総務課 課長補佐
道立病院局	病院経営課 課長補佐（予算・企画）
教育庁	教育政策課 課長補佐（政策企画）
警察本部総務部	会計課 課長補佐（予算）
総合政策部計画局	計画推進課 課長補佐（社会資本整備）